

大阪府河川事業・ダム事業の事業評価（案）

平成23年7月6日

大阪府都市整備部河川室

1. 根拠規程・要綱について

大阪府河川事業・ダム事業評価については、以下の要綱等に準拠するものとする。

- ◎ 国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領（平成 23 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 国土交通省所管公共事業の再評価実施要領（平成 23 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（平成 23 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 河川及びダム事業の新規事業採択時評価実施要領細目（平成 21 年 12 月 24 日改正）
- ◎ 河川及びダム事業の再評価実施要領細目（平成 22 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 河川及びダム事業の事後評価実施要領細目（平成 21 年 4 月 1 日改正）
- ◎ 公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）（平成 21 年 6 月）
- ◎ 治水経済調査マニュアル（案）（平成 17 年 4 月）
- ◎ 各種資産評価単価およびデフレーター（平成 23 年 2 月）
- ◎ 河川に係る環境整備の経済評価の手引き【本編】（平成 22 年 3 月）
- ◎ 河川に係る環境整備の経済評価の手引き【別冊】（平成 22 年 3 月）
- ◎ ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目（平成 22 年 9 月 28 日改正）
- ◎ 大阪府建設事業評価実施要綱（平成 20 年 12 月 10 日施行、平成 23 年 2 月 16 日改正）
- ◎ 大阪府河川整備委員会設置要綱（平成 11 年 8 月 23 日施行、平成 22 年 7 月 10 日改正）
- ◎ 今後の治水対策の進め方（報告書）（平成 22 年 6 月）

2. 事業評価の目的・種類

	事前評価	再評価	事後評価
目的	河川事業・ダム事業について実施の妥当性を判断する。	河川事業・ダム事業について継続の妥当性を判断する。	河川事業・ダム事業について完了後の効果等の検証を行う。
対象	総事業費10億円以上の新規事業 (災害復旧、補修及び維持管理に係るものを除く)	総事業費1億円以上の事業 (災害復旧、補修及び維持管理に係るものを除く)	総事業費10億円以上の事業のうち代表例 (災害復旧、補修及び維持管理に係るものを除く)
取扱う委員会	大阪府河川整備委員会	大阪府河川整備委員会	大阪府河川整備委員会
評価時期	・事業の予算化を予定している年度の前年度	・事業採択後 5年未着工 ・事業採択後 10年継続 ・再評価後 5年継続毎 ・その他(事業計画又は総事業費の大幅な変更など) ※河川整備委員会での審議を経て、河川整備計画の策定又は変更を行った場合及び同計画内容の点検を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとみなす。	・事業完了後 5年以内
評価の視点※	1. 上位計画等における位置付け(優先度を含む。) 2. 事業を巡る社会経済情勢 3. 費用便益分析等の効率性 4. 安全・安心、活力、快適性等の有効性 5. 自然環境等への影響と対策 6. 代替手法との比較検討	1. 事業の進捗状況(事業計画等の変更及び今後の進捗見通しを含む。) 2. 事業を巡る社会経済情勢の変化 3. 費用便益分析等の効率性 4. 安全・安心、活力、快適性等の有効性 5. 自然環境等への影響と対策	1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化 2. 社会経済情勢の変化 3. 事業効果の発現状況 4. 事業実施による自然環境の変化 5. 同種事業への改善措置等(当初計画との相違点及びその原因を含む。)

※大阪府建設事業評価実施要項に基づく

3. 事業評価項目と河川整備委員会での審議・報告事項

事業評価項目	事業評価			河川整備委員会		
	事前評価	再評価	事後評価	河川整備計画 審議項目	今後の治水対 策の進め方 審議項目	個別審議が必 要な項目
(1) 上位計画等における位置付け（優先度を含む）	○			●		
(2) 事業の進捗状況 （事業計画等の変更及び今後の進捗の見通しを含む）		○		●		
(3) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化			○	●		
(4) 事業を巡る社会経済情勢（の変化）	○	○		●		
(5) 費用便益分析等の効率性	○	○			△	◎
(6) 事業効果の発現状況			○		●	
(7) 安心・安全、活力、快適性等の有効性	○	○		●		
(8) 自然環境等への影響と対策	○	○		●		
(9) 事業実施による自然環境の変化			○	●		
(10) 代替手法との比較検討	○				●	
(11) 同種事業への改善措置等 （当初計画との相違点及びその原因を含む。）			○	●		

◎ 事業評価における以下の項目については、河川整備委員会における河川整備計画の審議項目及び「今後の治水対策の進め方」に基づく審議項目と重複するため、河川整備委員会での審議をもって、これに代えることとする。

- (1) 上記計画等における位置付け（優先度を含む）
- (2) 事業の進捗状況（事業計画等の変更及び今後の進捗の見直しを含む）
- (3) 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
- (4) 事業を巡る社会経済情勢（の変化）
- (6) 事業効果の発現状況
- (7) 安心・安全、活力、快適性等の有効性
- (8) 自然環境等への影響と対策
- (9) 事業実施による自然環境の変化
- (10) 代替手法との比較検討
- (11) 同種事業への改善措置等（当初計画との相違点及びその原因を含む。）

◎ 河川整備計画及び今後の治水対策の進め方に関する審議内容に該当しない以下の事項については、検討内容を河川整備委員会に報告し審議する。

(5) 費用便益分析等の効率性

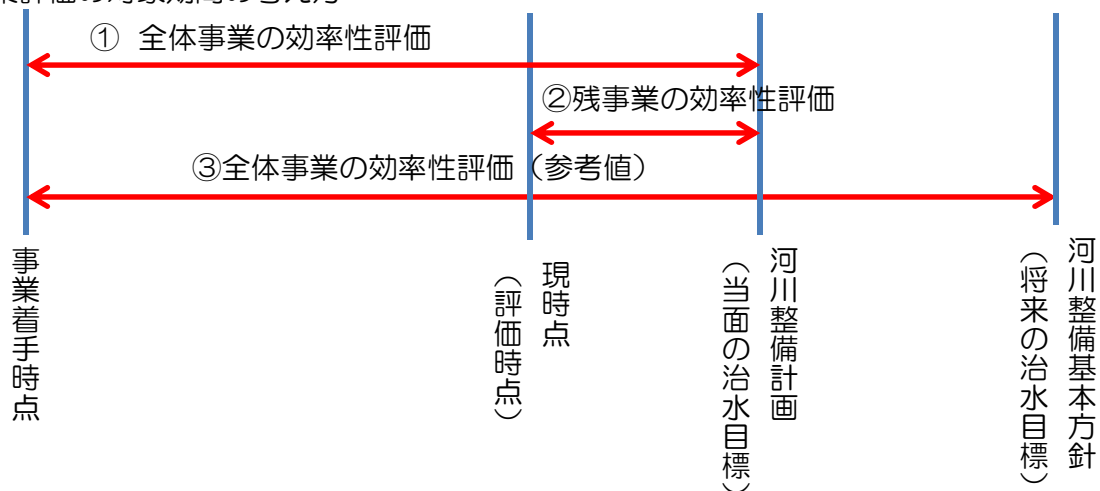
- ・ 「治水経済調査マニュアル（案）」に基づき、評価方法は、総便益評価方法（総便益B／総費用C）とし、事業評価は、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」に基づき、以下のとおり（下図参照）とする。

- ① 事業着手時点から河川整備計画完了までの効率性
- ② 現時点から河川整備計画完了までの効率性
- ③ 参考として、事業着手時点から河川整備基本方針までの効率性

（過去の事業評価との比較や将来の治水目標までの事業内容の妥当性の観点）

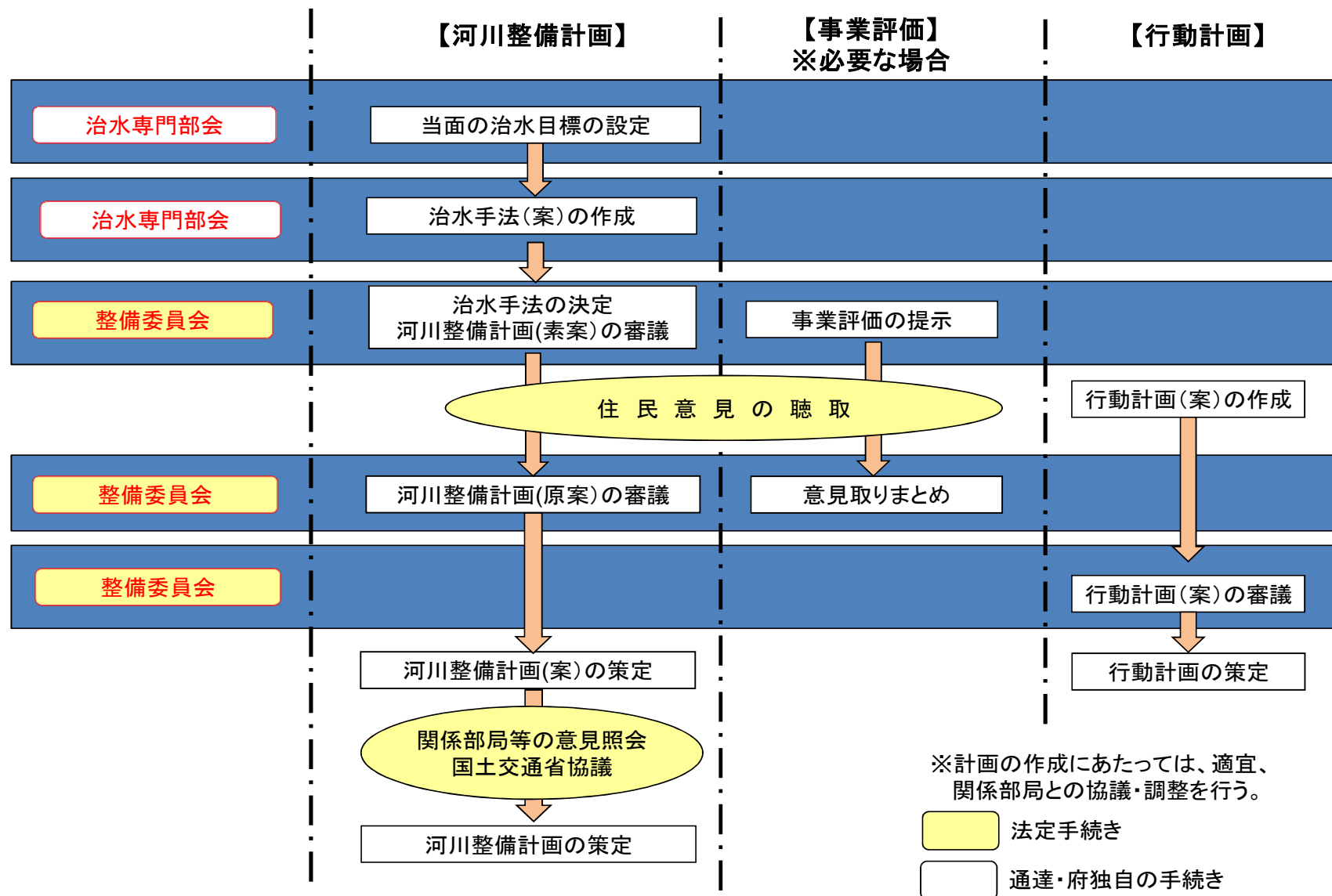
- ・ なお、事業評価で算出する「総便益B／総費用C」は、流域をブロック分割し、ブロック毎の被害額をブロック数だけ算定して総便益とすることから、「今後の治水対策の進め方」に基づき、当面の治水目標の設定のための1洪水により算出される、純現在価値（ $B' - C'$ ）及び経済的内部収益率（EIRR）とは算定手法が異なる。

事業評価の対象期間の考え方



◎ 各時点での事業評価については、前述の評価の視点と項目について総合的に勘案し、事業の妥当性を判断するものとする。

4. 河川整備委員会における審議フロー



5. 河川整備委員会での事業評価の報告方法

河川整備委員会では、河川整備計画の新規策定案あるいは変更案を提示することによって、事業評価を報告することとする。

報告書の様式は問わないが、参考資料として、「建設事業再評価監視委員会」で用いられている様式に基づいた評価書を添付することとする。

事前評価調書

事業名			
担当部署			
事業箇所			
事業概要	目的		
	内容		
	事業費	【事業費の積算根拠】	【工事費の内訳】
		【他事業者との協議状況】 【今後の事業費変動要因の予測】	
	事業費の変動要因		
	維持管理費		
	上位計画		
関連事業	_____		
優先度			
事業の進捗予定	事業段階ごとの進捗予定と効果		
	完成予定年		

事業を巡る社会経済情勢	事業目的に関する諸状況	
	地元等の協力体制	

		具体的な便益内容	備考
		費用便益分析	
事業効果の分析	その他の指標 (代替指標)		
	定性的分析		
	自然環境等への 影響と対策		
	代替案との比較検討		
	その他特記すべき事項		

再評価調書

事業名				
担当部署				
事業箇所				
再評価理由				
事業概要	目的			
	内容			
	事業費 ※()内の数値 は計画時点のもの	【事業費の変動理由】	【工事費の内訳】	
	事業費の変動要因	【他事業者との協議状況】 【事前評価時に予測した事業費変動要因の状況】 【計画変更の予定】		
	維持管理費			
	上位計画			
	関連事業			
事業の進捗状況	経過	事前評価時点 (※評価なし)	再評価時点	分析
	事業採択年度 事業着工年度 完成予定年度			
	進捗状況			
	今後の事業 進捗の見通し			

事業を巡る社会情勢の変化	事業目的に関する諸状況	事前評価時点	再評価時点	分析
事業を巡る社会情勢の変化	地元等の協力体制			

		事前評価時点での状況		再評価時点での状況（変更点）	分析
			備 考		
事業効果の分析	費用便益分析				
	その他の指標 （代替指標）				
	定性的分析				
自然環境等への 影響と対策					
その他特記すべき事項					
前回評価時の 意見具申・府の 対応方針の概要		【意見具申】 【府の対応方針】		（前回評価に対する具体的な取り組み）	

大阪府河川整備委員会における事業評価の扱いについて（案）

河川事業・ダム事業の事業評価については、平成 21 年度第 3 回大阪府河川整備委員会で確認し、これまで下記のとおり取扱われてきたところである。しかし、平成 22 年 7 月 12 日に開催される平成 22 年度第 1 回建設事業再評価監視委員会において、河川事業・ダム事業については河川整備委員会で審議することが報告される予定となったことから、河川事業・ダム事業の事業評価を下記のとおり扱うこととする。

記

◆ 取り扱う委員会

時 期	これまでの考え	今後の考え
事前評価	河川整備委員会	河川整備委員会
再評価	建設事業評価委員会	河川整備委員会
事後評価	建設事業評価委員会	河川整備委員会

◆ 運用

大阪府河川整備委員会設置要綱第 1 条 三に、『「大阪府建設事業評価実施要綱」に基づく河川事業・ダム事業にかかる事前評価・再評価の意見聴取及び事後評価の報告』を追加

◆ 事前評価について …従前のとおり

【目的】 河川事業・ダム事業について実施の妥当性を判断する。

【対象】 府が実施する河川事業・ダム事業のうち、災害復旧、補修及び維持管理に係るものを除く、総事業費 10 億円以上の新規事業。

【評価時期】 事業の予算化を予定している年度の前年度

【評価の視点】

1. 上位計画等における位置付け（優先度を含む。）
2. 事業を巡る社会経済情勢
3. 費用便益分析等の効率性
4. 安全・安心、活力、快適性等の有効性
5. 自然環境等への影響と対策
6. 代替手法との比較検討

◆ 再評価について 新

【目的】 河川事業・ダム事業について継続の妥当性を判断する。

【対象】 府が実施中の河川事業・ダム事業のうち、災害復旧、補修及び維持管理に係るものを除く、総事業費1億円以上の事業。

【評価時期】

- ・事業採択後 5年未着工
- ・事業採択後 10年継続
- ・再評価後 5年継続毎
- ・その他（事業計画又は総事業費の大幅な変更など）

河川整備委員会での審議を経て、河川整備計画の策定又は変更を行った場合及び同計画内容の点検を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとみなす。

【評価の視点】

1. 事業の進捗状況（事業計画等の変更及び今後の進捗見直しを含む。）
2. 事業を巡る社会経済情勢の変化
3. 費用便益分析等の効率性
4. 安全・安心、活力、快適性等の有効性
5. 自然環境等への影響と対策

◆ 事後評価について 新

【目的】 河川事業・ダム事業について完了後の効果等の検証を行う。

【対象】 府が実施し、完了した河川事業・ダム事業のうち、災害復旧、補修及び維持管理に係るものを除く、総事業費10億円以上の事業のうち代表例のもの。

【評価時期】

- ・事業完了後 5年以内

【評価の視点】

1. 費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化
2. 社会経済情勢の変化
3. 事業効果の発現状況
4. 事業実施による自然環境の変化
5. 同種事業への改善措置等（当初計画との相違点及びその原因を含む。）